様式第4号(第3条関係)

助産施設入所不承諾通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

八頭町福祉事務所長　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった助産施設への入所については、次の理由により入所を認めることができませんので通知します。

　(理由)

　(教示)

　　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　　また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において市を代表する者は町長となります。)、提起することができます。

　　ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。